

2週間は、長いのか、短いのか？

市更相に行き、生活保護相談してからの日々のこと

年内、市更相での生活保護(居宅)申請は、12月11日までに

ハローワークに行き、不動産屋を訪ね、イズミヤへも

た。

「年内に片付けようと思つて、意を決して市更相へ行つた。今日は、不動産屋で部屋を見てくる。しかし、やっぱり2週間くらいかかりそうだ。もう少し短くなると良いのだが…」という、グチというか、報告を受けました。

「案ずるよりは産むが易し」、物事は、実行してみると、前もつて心配していたよりは案外たやすくできるものだ、というたとえどおり、ということのようです。

生活ケアセンターでの2週間が長いか短いかは別にして、生活転換のための助走期間として考えれば、得心しやすいのではないのでしょうか。(役所とハンコは付きもの。準備を!)

この人の場合は、65歳以下で、いわゆる稼働年齢層です。ですから、「居宅保護申請用メモ」と、「求職活動状況申告書兼就労意志表意書」、それとハローワークなどの場所を示す印刷物も渡されたようでした。

ハローワーク阿倍野(阪和線美章園駅と阿部野区役所の間ぐらにある)に行き、求職者登録をして、入り口受付近くにおいてある、その日その日の日付の入った求人情報が印刷してある紙を持ち帰り、市更相へ報告したと言うことでし

ハローワークに行くとき、不安だったら、「求職活動状況申告書兼就労意志表意書」を持って行って、受付で相談したら手順を説明してくれる、と事前に伝えていたのですが、「求職活動状況申告書兼就労意志表意書」を持って行って相談したかどうかは、確認し忘れしました。持つて行かなくてもまく話が通じたようではありません。

出城の大阪市社会福祉研修・情報センターの中にある高齢者無料職業紹介所にもいくつもりで、そのうちハローワークの求人情報を検索する機会の使い方も教えてもらおうつもりだといっていました。こういう活動を、市更相や区役所の担当に報告し続けていけば、努力の甲斐無く、具体的な就職に結びつかなくても、「保護廃止」の心配をしなくてもすみます。

いまだに、「生活保護は三ヶ月で切られるのではないか」と聞いてくる人がいますが、職探しの努力をし、担当者に報告しておけばムザと切られることはありません。

短期に切られたという人の中には、市更相からアパートのある区役所への保護変更の手続きをうまくこなせなかった人がいるようです。アパート入居即アパート所在地の区役所へ挨拶、

これを忘れてはいけません。

アパート生活をするためには、鍋釜茶碗と布団が必要で、お金がないとそろえることはできませんが、認められた金額内であれば、見積書を出しておくことによつて、敷金と一緒に支給されます。イズミヤだと配達料は2〜3千円（布団・什器共）くらい取られるようです。アパート入居の日と、布団等の引き取り、配達の日をうまく打ち合わせておかないと、初日は布団なしということになりかねませんから、気をつけましょう。

また、アパート・マンションによつては、電気・水道・ガスが止まっている場合があります。入居して、電気は点かず、ガスは通じずでは情けないので、開栓手順について、不動産屋と打ち合わせをしていただく方が良いでしょう。

簡宿・飯場生活が長かった人にとつて、見積もりをとつて役所に出したり、開栓手続きで頭を煩わしたりすることを避けたいという気持ちがあるかも知れません。

「そんな面倒なことするくらいなら、このままでエエ」、極端には、そんな人もいます。上げ膳据え膳で、はいどうぞ、ということになればいいのですが、そんな話は、多くの場合、裏があります。給食弁当を強要されたり、訳の分からないサービス料を取られたり。

何事も慣れです。まだ先の長い人生、めんどくさがらずに、新しいことに食らいついて見ては、どうでしょうか。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話06・6561・4392）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。

とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話06・6658・8888）

26号線花園交差点、イズミヤの南6〜7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2〜3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。